

取 扱 基 準

名 称	観光客おもてなし態勢促進事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	(公財)新潟観光コンベンション協会が行う①「地域資源を活用した旅行商品の企画・造成」②「みなとまち文化体験プログラム(旅行商品)の企画・造成」③「古町芸妓を活用した旅行商品助成事業」に対し、経費を助成する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	市外の観光客の増加
	<目標が数値でない場合の評価方法> 観光入込客数調査、延べ宿泊者数調査結果や実績報告書などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	(公財)新潟観光コンベンション協会
補助対象経費の内 容	(公財)新潟観光コンベンション協会が行う①「地域資源を活用した旅行商品の企画・造成」②「みなとまち文化体験プログラム(旅行商品)の企画・造成」③「古町芸妓を活用した旅行商品助成事業」に係る費用
補助額 及びその算定方法 又は補助率	① 1,250 千円を上限に 100% ② 2,000 千円を上限に 100% ③ 2,000 千円を上限に 40%～90%(当該要綱の区分に基づく割合に応じた金額を交付) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 同協会が企画・造成及びセールス等を行うことに加え、市外からの観光誘客は本市への経済波及効果が期待されるため。
開始時期	令和3年 4月 1日
評価の時期	令和5年 9月30日
終 期	令和6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業であることを記載する。 〔媒体〕 ホームページ
担当部署	観光・国際交流部 観光推進課 電 話 025-226-2612 e-mail inbound@city.niigata.lg.jp